

『月初めの抽選について』

吹田市立市民公益活動センター

月初め（1日が休館日の場合は翌開館日）の午前9時30分の時点で、窓口に来られている方を対象に、利用申込の抽選を行います。

※申込者は各団体につき1名（代理人可）

対象となる月

- ・ **市民公益活動団体**は申込月の**3ヶ月先**（例）10月1日なら翌年1月分
- ・ **一般の方のご利用**は申込月の**2ヶ月先**（例）10月1日なら同年12月分

※抽選日については、市民公益活動団体用と一般用の受付を2ヵ所に分けて設置します。

※対象となる月以外の申込や、変更などの手続きに関しては、抽選分の申請が全て終了してからとなります。

申込の流れ

- ① 午前9時30分までに、窓口に来られた方は、**必ず抽選受付簿に団体名・名前・来館時間をご記入**ください。
- ② **午前9時30分の時点で、抽選受付簿に書かれている方を対象**とし、受付順にクジを引いてください。
- ③ クジに書かれている番号の順番で、**1団体4コマまで**のお申込みを受付します。
※1コマ＝1日1部屋（ただし、通しでの利用に限ります）。
※会議室2・3を同じ時間帯で借りる場合は、2部屋を1部屋と見なします。
- ④ 希望日の確認が出来ましたら、申請書を記入し、手続き及び支払いをしてください。
- ⑤ 5コマ目以降のお申込みについては、抽選受付簿に書かれている方の申請が全て終了してからとなります。（変更等の手続きに関しても同じ）